

本マニュアルについて

本マニュアルは、航空法に基づく許可及び承認を受けて無人航空機を飛行させる際に必要となる手順等を記載するものである。

本マニュアルに記載される手順等は、無人航空機の安全な飛行を確保するために少なくとも必要と考えられるものであり、運航者は、本マニュアルの遵守に加え、使用する機体の機能及び性能を十分に理解し、飛行の方法及び場所に応じて生じるおそれがある飛行のリスクを事前に検証した上で、追加的な安全上の措置を講じるなど、無人航空機の飛行の安全に万全を期さなければならない。

目 次

1. 無人航空機の点検・整備	- 1 -
1-1 機体の点検・整備の方法	- 1 -
1-2 点検・整備記録の作成	- 1 -
2. 無人航空機を飛行させる者の訓練及び遵守事項	- 2 -
2-1 基本的な操縦技量の習得	- 2 -
2-2 業務を実施するために必要な操縦技量の習得	- 2 -
2-3 操縦技量の維持	- 2 -
2-4 夜間における操縦練習	- 3 -
2-5 目視外飛行における操縦練習	- 3 -
2-6 物件投下のための操縦練習	- 3 -
2-7 飛行記録の作成	- 3 -
2-8 無人航空機を飛行させる者が遵守しなければならない事項	- 3 -
3. 安全を確保するために必要な体制	- 5 -
3-1 無人航空機を飛行させる際の基本的な体制	- 5 -
3-2 進入表面等の上空の空域における飛行を行う際の体制	- 5 -
3-3 進入表面及び転移表面の下の空域並びに敷地上空の空域における飛行を行う際の体制	- 5 -
3-4 地表又は水面から 150m以上の高さの空域における飛行を行う際の体制	- 6 -
3-5 人又は家屋の密集している地域の上空における飛行又は地上又は水上の人又は物件との間に 30mの距離を保てない飛行を行う際の体制	- 6 -
3-6 催し場所の上空における飛行を行う際の体制	- 6 -
3-7 夜間飛行を行う際の体制	- 7 -
3-8 目視外飛行を行う際の体制	- 7 -
3-9 危険物の輸送を行う際又は物件投下を行う際の体制	- 7 -
3-10 非常時の連絡体制	- 7 -
(様式1) 無人航空機の点検・整備記録	- 11 -
(様式2) 無人航空機の飛行記録	- 12 -

1. 無人航空機の点検・整備

1-1 機体の点検・整備の方法

(1) 飛行前の点検

飛行前には、以下の点について機体の点検を行う。

- ・各機器は確実に取り付けられているか（ネジ等の脱落やゆるみ等）
- ・発動機やモーターに異音はないか
- ・機体（プロペラ、フレーム等）に損傷やゆがみはないか
- ・燃料の搭載量又はバッテリーの充電量は十分か
- ・通信系統、推進系統、電源系統及び自動制御系統は正常に作動するか

(2) 飛行後の点検

- ・機体にゴミ等の付着はないか
- ・各機器は確実に取り付けられているか（ネジ等の脱落やゆるみ等）
- ・機体（プロペラ、フレーム等）に損傷やゆがみはないか
- ・各機器の異常な発熱はないか

(3) 20時間の飛行毎に、以下の事項について無人航空機の点検を実施する。

- ・交換の必要な部品はあるか
- ・各機器は確実に取り付けられているか（ネジ等の脱落やゆるみ等）
- ・機体（プロペラ、フレーム等）に損傷やゆがみはないか
- ・通信系統、推進系統、電源系統及び自動制御系統は正常に作動するか

1-2 点検・整備記録の作成

1-1 (3) に定める20時間の飛行毎に無人航空機の点検・整備を行った際には、「無人航空機の点検・整備記録」（様式1）により、点検・整備を実施した者がその実施記録を作成し、電子データ又は書面により管理する。

2. 無人航空機を飛行させる者の訓練及び遵守事項

2-1 基本的な操縦技量の習得

プロポの操作に慣れるため、以下の内容の操作が容易にできるようになるまで10時間以上の操縦練習を実施する。なお、操縦練習の際には、十分な経験を有する者の監督の下に行うものとする。訓練場所は許可等が不要な場所又は訓練のために許可等を受けた場所で行う。

項目	内容
離着陸	操縦者から3m離れた位置で、3mの高さまで離陸し、指定の範囲内に着陸すること。 この飛行を5回連続して安定して行うことができること。
ホバリング	飛行させる者の目線の高さにおいて、一定時間の間、ホバリングにより指定された範囲内（半径1mの範囲内）にとどまることができること。
左右方向の移動	指定された離陸地点から、左右方向に20m離れた着陸地点に移動し、着陸することができること。 この飛行を5回連続して安定して行うことができること。
前後方向の移動	指定された離陸地点から、前後方向に20m離れた着陸地点に移動し、着陸することができること。 この飛行を5回連続して安定して行うことができること。
水平面内での飛行	一定の高さを維持したまま、指定された地点を順番に移動することができること。 この飛行を5回連続して安定して行うことができること。

2-2 業務を実施するために必要な操縦技量の習得

基礎的な操縦技量を習得した上で、以下の内容の操作が可能となるよう操縦練習を実施する。訓練場所は許可等が不要な場所又は訓練のために許可等を受けた場所で行う。

項目	内容
対面飛行	対面飛行により、左右方向の移動、前後方向の移動、水平面内での飛行を円滑に実施できるようにすること。
飛行の組合	操縦者から10m離れた地点で、水平飛行と上昇・下降を組み合わせ合わせて飛行を5回連続して安定して行うことができること。
8の字飛行	8の字飛行を5回連続して安定して行うことができること。

2-3 操縦技量の維持

2-1, 2-2で定めた操縦技量を維持するため、定期的に操縦練習を行う。訓練場所は許可等が不要な場所又は訓練のために許可等を受けた場所で行う。

2-4 夜間における操縦練習

夜間においても、2-2に掲げる操作が安定して行えるよう、訓練のために許可等を受けた場所又は屋内にて練習を行う。

2-5 目視外飛行における操縦練習

目視外飛行においても、2-2に掲げる操作が安定して行えるよう、訓練のために許可等を受けた場所又は屋内にて練習を行う。

2-6 物件投下のための操縦練習

物件投下の前後で安定した機体の姿勢制御が行えるよう、また、5回以上の物件投下の実績を積むため、訓練のために許可等を受けた場所又は屋内にて練習を行う。

2-7 飛行記録の作成

無人航空機を飛行させた際には、「無人航空機の飛行記録」（様式2）により、その飛行記録を作成し、電子的又は書面で記録を管理する。

2-8 無人航空機を飛行させる者が遵守しなければならない事項

(1) 第三者に対する危害を防止するため、第三者の上空で無人航空機を飛行させない。

(2) 飛行前に、気象、機体の状況及び飛行経路について、安全に飛行できる状態であることを確認する。

また、他の無人航空機の飛行予定の情報（飛行日時、飛行経路、飛行高度）を飛行情報共有システム (<https://www.fiss.mlit.go.jp/>) で確認するとともに、当該システムに飛行予定の情報を入力する。ただし、飛行情報共有システムが停電等で利用できない場合は、国土交通省航空局安全部安全企画課に無人航空機の飛行予定の情報を報告するとともに、自らの飛行予定の情報が当該システムに表示されないことを鑑み、特段の注意をもって飛行経路周辺における他の無人航空機及び航空機の有無等を確認し、安全確保に努める。

(3) 5 m/s 以上の突風が発生するなど、無人航空機を安全に飛行させることができなくなるような不測の事態が発生した場合には即時に飛行を中止する。

(4) 多数の者が集合する場所の上空を飛行することが判明した場合には即時に飛行を中止する（承認を受けて催し場所の上空を飛行する場合を除く）。

(5) アルコール又は薬物の影響により、無人航空機を正常に飛行させることができないおそれがある間は、飛行させない。

(6) 飛行の危険を生じるおそれがある区域の上空での飛行は行わない。

(7) 飛行前に、航行中の航空機を確認した場合には、飛行させない。

(8) 飛行前に、飛行中の他の無人航空機を確認した場合には、飛行日時、飛行経路、飛行高度等について、他の無人航空機を飛行させる者と調整を行う。

- (9) 飛行中に、航行中の航空機を確認した場合には、着陸させるなど接近又は衝突を回避させる。
- (10) 飛行中に、飛行中の他の無人航空機を確認した場合には、当該無人航空機との間に安全な間隔を確保して飛行させる。その他衝突のおそれがあると認められる場合は、着陸させるなど接近又は衝突を回避させ、飛行日時、飛行経路、飛行高度等について、他の無人航空機を飛行させる者と調整を行う。
- (11) 不必要な低空飛行、高調音を発する飛行、急降下など、他人に迷惑を及ぼすような飛行を行わない。
- (12) 物件のつり下げ又は曳航は行わない。
- (13) 十分な視程が確保できない雲や霧の中では飛行させない。
- (14) 無人航空機の飛行の安全を確保するため、製造事業者が定める取扱説明書に従い、定期的に機体の点検・整備を行うとともに、点検・整備記録を作成する。
- (15) 無人航空機を飛行させる際は、次に掲げる飛行に関する事項を記録する。
- ・ 飛行年月日
 - ・ 無人航空機を飛行させる者の氏名
 - ・ 無人航空機の名称
 - ・ 飛行の概要（飛行目的及び内容）
 - ・ 離陸場所及び離陸時刻
 - ・ 着陸場所及び着陸時刻
 - ・ 飛行時間
 - ・ 無人航空機の飛行の安全に影響のあった事項（ヒヤリ・ハット等）
- (16) 無人航空機の飛行による人の死傷、第三者の物件の損傷、飛行時における機体の紛失又は航空機との衝突若しくは接近事案が発生した場合には、次に掲げる事項を速やかに、許可等を行った国土交通省航空局安全部運航安全課、地方航空局保安部運用課又は空港事務所まで報告する。なお、夜間等の執務時間外における報告については、24時間運用されている最寄りの空港事務所に電話で連絡を行う。
- ・ 無人航空機の飛行に係る許可等の年月日及び番号
 - ・ 無人航空機を飛行させた者の氏名
 - ・ 事故等の発生した日時及び場所
 - ・ 無人航空機の名称
 - ・ 無人航空機の事故等の概要
 - ・ その他参考となる事項
- (17) 飛行の際には、無人航空機を飛行させる者は許可書又は承認書の原本又は写しを携行する。

3. 安全を確保するために必要な体制

3-1 無人航空機を飛行させる際の基本的な体制

- ・場所の確保・周辺状況を十分に確認し、第三者の上空では飛行させない。
- ・風速5 m/s以上の状態では飛行させない。
- ・雨の場合や雨になりそうな場合は飛行させない。
- ・十分な視程が確保できない雲や霧の中では飛行させない。
- ・飛行させる際には、安全を確保するために必要な人数の補助者を配置し、相互に安全確認を行う体制をとる。
- ・補助者は、飛行範囲に第三者が立ち入らないよう注意喚起を行う。
- ・補助者は、飛行経路全体を見渡せる位置において、無人航空機の飛行状況及び周囲の気象状況の変化等を常に監視し、操縦者が安全に飛行させることができるよう必要な助言を行う。
- ・飛行場所付近の人又は物件への影響をあらかじめ現地で確認・評価し、補助員の増員、事前周知、物件管理者等との調整を行う。
- ・公園、河川、港湾等で飛行させる場合には、管理者により飛行が禁止されている場所でないか、あらかじめ確認する。

※3-1に加え、飛行の形態に応じ、3-2から3-7の各項目に記載される必要な体制を適切に実行すること。

3-2 進入表面等の上空の空域における飛行を行う際の体制

- ・無人航空機を飛行させる際には、空港設置管理者等（空港事務所、空港管理事務所又はヘリポート管理事務所）及び管制機関が配置されている場合は、関係機関（空港事務所、空港出張所又は基地の管制機関）と常に連絡がとれる体制を確保する。
なお、予め調整した空港設置管理者等及び関係機関からの条件についても申請書（様式1）その他参考となる事項に、調整結果として記載する。
- ・予め空港事務所と調整した方法により、飛行を予定する日時、飛行高度（上限、下限）、機体数及び機体諸元などを空港事務所の求めに応じ連絡する。
なお、必要に応じ、調整した連絡方法について、別添又は申請書（様式1）その他参考となる事項に記載する。
- ・無人航空機の飛行について、補助者が周囲に周知を行う。

3-3 進入表面及び転移表面の下の上空並びに敷地上空の空域における飛行を行う際の体制

- ・無人航空機を飛行させる際には、空港設置管理者（空港事務所又は空港管理事務所）と常に連絡がとれる体制を確保する。
なお、予め調整した空港設置管理者からの条件についても申請書（様式1）その他参考となる事項に、調整結果として記載する。
- ・無人航空機の飛行について、補助者が周囲に周知を行う。

- ・飛行場所が人口集中地区にあつては、飛行させる無人航空機について、プロペラガードを装備して飛行させる。装備できない場合は、第三者が飛行経路下に入らないように監視及び注意喚起をする補助者を必ず配置し、万が一第三者が飛行経路下に接近又は進入した場合は操縦者に適切に助言を行い、飛行を中止する等適切な安全措置をとる。

3-4 地表又は水面から150m以上の高さの空域における飛行を行う際の体制

- ・無人航空機を飛行させる際には、関係機関（空港事務所・航空交通管制部）と常に連絡がとれる体制を確保する。

なお、予め調整した関係機関からの条件についても申請書（様式1）その他参考となる事項に、調整結果として記載する。

- ・予め空港事務所と調整した方法により、飛行を予定する日時、飛行高度（上限、下限）、機体数及び機体諸元などを空港事務所の求めに応じ連絡する。

なお、必要に応じ、調整した連絡方法について、別添又は申請書（様式1）その他参考となる事項に記載する。

- ・無人航空機の飛行について、補助者が周囲に周知を行う。

3-5 人又は家屋の密集している地域の上空における飛行又は地上又は水上の人又は物件との間に30mの距離を保てない飛行を行う際の体制

- ・飛行させる無人航空機について、プロペラガードを装備して飛行させる。装備できない場合は、第三者が飛行経路下に入らないように監視及び注意喚起をする補助者を必ず配置し、万が一第三者が飛行経路下に接近又は進入した場合は操縦者に適切に助言を行い、飛行を中止する等適切な安全措置をとる。

- ・無人航空機の飛行について、補助者が周囲に周知を行う。

3-6 催し場所の上空における飛行を行う際の体制

- ・飛行させる無人航空機について、プロペラガードを装備して飛行させる。

- ・地表等から150m未満で飛行させる。

- ・飛行速度と風速の和が7m/s以上の状態では飛行させない。

- ・無人航空機の飛行について、補助者が周囲に周知を行う。

- ・催しの主催者等とあらかじめ調整を行い、以下に示す立入禁止区画を設定し、第三者が当該区画に立ち入らないよう措置する。

なお、予め調整した催し主催者等からの条件についても申請書（様式1）その他参考となる事項に、調整結果として記載する。

飛行の高度	立入禁止区画
20m未満	飛行範囲の外周から30m以内の範囲
20m以上50m未満	飛行範囲の外周から40m以内の範囲
50m以上100m未満	飛行範囲の外周から60m以内の範囲
100m以上150m未満	飛行範囲の外周から70m以内の範囲

3-7 夜間飛行を行う際の体制

- ・夜間飛行においては、目視外飛行は実施せず、機体の向きを視認できる灯火が装備された機体を使用し、機体の灯火が容易に認識できる範囲内での飛行に限定する。
- ・飛行高度と同じ距離の半径の範囲内に第三者が存在しない状況でのみ飛行を実施する。
- ・操縦者は、夜間飛行の訓練を修了した者に限る。
- ・補助者についても、飛行させている無人航空機の特徴を十分理解させておくこと。
- ・夜間の離発着場所において車のヘッドライトや撮影用照明機材等で機体離発着場所に十分な照明を確保する。

3-8 目視外飛行を行う際の体制

- ・飛行の前には、飛行ルート下に第三者がいないことを確認し、双眼鏡等を有する補助者のもと、目視外飛行を実施する
- ・操縦者は、目視外飛行の訓練を修了した者に限る。
- ・補助者についても、飛行させている無人航空機の特徴を十分理解させておくこと。

3-9 危険物の輸送を行う際又は物件投下を行う際の体制

- ・3-1に基づき補助者を適切に配置し飛行させる。
- ・危険物の輸送の場合、危険物の取扱いは、関連法令等に基づき安全に行う。
- ・物件投下の場合、操縦者は、物件投下の訓練を修了した者に限る。

3-10 非常時の連絡体制

- ・あらかじめ、飛行の場所を管轄する警察署、消防署等の連絡先を調べ、2-8(16)に掲げる事態が発生した際には、必要に応じて直ちに警察署、消防署、その他必要な機関等へ連絡するとともに、以下のとおり許可等を行った国土交通省航空局安全部運航安全課、地方航空局保安部運用課又は空港事務所まで報告する。なお、夜間等の執務時間外における報告については、24時間運用されている最寄りの空港事務所に電話で連絡を行う。

国土交通省航空局安全部運航安全課 03-5253-8111 (内線: 50157, 50158)

東京航空局保安部運用課 03-6685-8005

大阪航空局保安部運用課 06-6949-6609

最寄りの空港事務所 (執務時間外は次表に示した、飛行させた都道府県に対応する24時間対応の空港事務所へ連絡する。)

官 署	連絡先	管轄区域	執務時間	執務時間外の連絡先 (24時間運用されている最寄りの空港事務所)
丘珠空港事務所	☎ : 011-781-4162	北海道のうち札幌市、江別市、石狩市、北広島市及び石狩振興局管内	7:30-20:30	新千歳空港事務所
新千歳空港事務所 (24時間対応)	平 日 ☎ : 0123-23-4195 土日祝日 ☎ : 0123-23-4102	北海道のうち小樽市、旭川市、室蘭市、夕張市、岩見沢市、留萌市、苫小牧市、美唄市、芦別市、赤平市、士別市、名寄市、三笠市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、登別市、恵庭市、伊達市、後志総合振興局管内、空知総合振興局管内、上川総合振興局管内、留萌振興局管内、胆振総合振興局管内及び日高振興局管内	24時間	
稚内空港事務所	☎ : 0162-27-2740	北海道のうち稚内市及び宗谷総合振興局管内	8:30-18:30	新千歳空港事務所
函館空港事務所	☎ : 0138-57-1738	北海道のうち函館市、渡島総合振興局管内及び檜山振興局管内	7:30-20:30	新千歳空港事務所
釧路空港事務所	☎ : 0154-57-6284	北海道のうち釧路市、帯広市、北見市、網走市、紋別市、根室市、オホーツク総合振興局管内、十勝総合振興局管内、釧路総合振興局管内及び根室振興局管内	8:00-21:00	新千歳空港事務所
三沢空港事務所	☎ : 0176-53-2463	青森県	8:30-20:00	仙台空港事務所
仙台空港事務所 (24時間対応)	☎ : 022-383-1301	岩手県、宮城県、秋田県、福島県	24時間	

成田空港事務所 (24 時間対応)	(平日 9:00-12:00 13:00-17:00) ☎ : 0476-32-1048 (上記以外) ☎ : 0476-32-6410	千葉県	24 時間	
東京空港事務所 (24 時間対応)	【平日 9 時～17 時】 ☎ : 03-5757-3022 【夜間・休日】※ 緊急の場合に限る ☎ : 03-5756-1531	栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、茨城県	24 時間	
新潟空港事務所	☎ : 025-273-5093	山形県、新潟県	7:30-21:30	仙台空港事務所
中部空港事務所 (24 時間対応)	☎ : 0569-38-2158	岐阜県、愛知県、三重県	24 時間	
大阪空港事務所 (24 時間対応)	(平日 9:00-12:00 13:00-17:00) ☎ : 06-6843-1127 (夜間・休日) ☎ : 06-6843-1124	滋賀県、京都府、大阪府（八尾空港事務所及び関西空港事務所の管轄に属する区域を除く。）、兵庫県、岡山県	24 時間	
八尾空港事務所	☎ : 072-922-9021	大阪府のうち八尾市、富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、大阪狭山市及び南河内郡、奈良県	8:00-19:30	大阪空港事務所
関西空港事務所 (24 時間対応)	(平日 9 時～17 時) ☎ : 072-455-1330 (上記以外) ☎ : 072-455-1334	富山県、石川県、福井県、大阪府のうち堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、泉北郡及び泉南郡 和歌山県、鳥取県、島根県、徳島県、香川県	24 時間	
広島空港事務所	☎ : 0848-86-8654	広島県	7:30-21:30	福岡空港事務所
岩国空港事務所	☎ : 0827-24-8224	山口県（北九州空港事務所の管轄に属する区域を除く。）	7:30-22:30	福岡空港事務所
松山空港事務所	☎ : 089-972-0393	愛媛県	7:00-22:00	福岡空港事務所
高知空港事務所	☎ : 088-863-2620	高知県	7:00-21:00	福岡空港事務所

福岡空港事務所 (24時間対応)	(平日 9:00～ 17:00) ☎ : 092-629-4012 (土日祝日、年末 年始) ☎ : 092-622-6529	福岡県 (北九州空港事務所の管 轄に属する区域を除く。)、佐 賀県、長崎県のうち対馬市及び 壱岐市	24 時間	
北九州空港事務所	☎ : 093-473-1089	山口県のうち下関市、宇部市、 長門市、美弥市及び山陽小野田 市、福岡県のうち北九州市、行 橋市、豊前市、京都郡及び築上 郡	24 時間	
長崎空港事務所	☎ : 0957-53-6901	長崎県 (福岡空港事務所の管轄 に属する区域を除く。)	7:00-22:00	福岡空港事務所
熊本空港事務所	☎ : 096-232-2854	熊本県	7:30-21:30	鹿児島空港事務所
大分空港事務所	☎ : 0978-67-3773	大分県	7:30-22:30	福岡空港事務所
宮崎空港事務所	☎ : 0985-51-2184	宮崎県	7:30-21:30	鹿児島空港事務所
鹿児島空港事務所 (24時間対応)	☎ : 0995-58-4461	鹿児島県	24 時間	
那覇空港事務所 (24時間対応)	(平日 9 時～17 時) ☎ : 098-859-5132 (上記以外) ☎ : 098-857-1107	沖縄県	24 時間	

(様式1) 無人航空機の点検・整備記録

(点検機体名：)

点検日	点検者	点検内容		交換部品等
		点検項目	点検結果	
		機体全般	機器の取付け状態 (ネジ、コネクタ、 ケーブル等)	
		プロペラ	外観	
			損傷	
			ゆがみ	
		フレーム	外観	
			損傷	
			ゆがみ	
		通信系統	機体と操縦装置の 通信品質の健全性	
		推進系統	モーター又は発動機 の健全性	
		電源系統	機体及び操縦装置の 電源の健全性	
		自動制御系統	飛行制御装置の 健全性	
		操縦装置	外観	
			スティックの健全性	
			スイッチの健全性	
(特記事項)				

(様式2) 無人航空機の飛行記録

年月日	飛行させる者の氏名	飛行概要	飛行させた無人航空機	離陸場所	離陸時刻	着陸場所	着陸時刻	飛行時間	総飛行時間	飛行の安全に影響のあった事項